

議案第 23 号

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、これに準じて、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担額を改正するため。

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成21年石岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第11条中「511円」を「526円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。